

「欠損金の繰戻しによる還付請求書」及び
「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の記載例
(グループ通算制度適用法人用)

令和4年11月 国税庁

(法人番号：7000012050002)

- 目次
 - 事例 1（青色欠損金について繰戻し還付請求を行う場合） 3
 - 事例 2（青色欠損金と災害損失欠損金について繰戻し還付請求を行う場合） 15
 - 事例 3（グループ通算制度への移行 1 期目を欠損事業年度とし、連結納税制度適用の最終事業年度を還付所得事業年度とする繰戻し還付請求をする場合） 30

【略語】

- ・ 法法.....法人税法（昭40法律第34号）
- ・ 令和 2 年改正法附則.....所得税法等の一部を改正する法律（令 2 法律第 8 号）附則

（注）この記載例は、令和 4 年10月 1 日現在公布されている法令に基づき作成しています。

国税庁ホームページでは、この記載例のほかに参考となる情報を提供しています。

- 「欠損金の繰戻しによる還付請求書」及び「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の様式について
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/anna/hojin/annai/1554_38.htm



- グループ通算制度について
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/hojin/group_tsusan/index.htm



【事例 1】

欠損事業年度に生じた青色欠損金のみを「欠損金の繰戻しによる還付請求書」により繰戻し還付請求を行う場合

【問】

当Pグループは、親法人P社、子法人S1社及び子法人S2社（いずれも年1回3月決算の中小企業者等に該当します。）の計3社で構成され、グループ通算制度の適用を受けています。

P社、S1社及びS2社は、いずれも前期まで連続して確定申告（青色申告）をしており、また、当期についても期限内に確定申告（青色申告）をする予定であり、当期の確定申告に当たって必要な金額の計算を終えています。

P社、S1社及びS2社の、前期及び当期の所得金額、法人税額及び地方法人税額並びに欠損金額の状況は以下のとおりです（本事例では適用税率は23.2%と仮定しています。）。

（単位：円）

		P社	S1社	S2社
(X2年3月期) 前期（還付所得事業年度）	所得金額	4,000,000	2,000,000	0
	法人税額	928,000	464,000	0
	地方法人税額	95,500	47,700	0
(X3年3月期) 当期（欠損事業年度）	欠損金額	5,000,000	5,000,000	0
	うち 通算対象外欠損金額		1,000,000 ^(※)	0

(※) の金額は法法64の6①に規定する特定資産譲渡等損失額に該当

P社、S1社及びS2社が当期の確定申告を行うに際し、P社及びS1社に当期に生じた欠損金額について、当期を欠損事業年度／前期を還付所得事業年度として、グループ通算制度を適用した欠損金の繰戻しによる還付請求ができる法人についてはその還付請求を行うことを考えていますが、

- (1) P社、S1社及びS2社のうち、どの法人がこの還付請求を行うことができますか。
- (2) 上記(1)の法人は、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を具体的にどのように記載すればよいですか。

また、P社、S1社及びS2社は、この欠損事業年度の確定申告に係る関係別表を具体的にどのように記載すればよいですか。

【答】

- (1) P社及びS1社がこの還付請求を行うことができます。
- (2) それぞれ、次のとおり記載します。

【事例 1 の各法人が作成を要する書類例】**《繰戻し還付請求関係》**

P社：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

S1社：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

《欠損事業年度の確定申告関係（別表）》

P社：別表1、4、7(1)、7(2)

S1社：別表1、4、7(1)、7(2)、7の3

S2社：別表1、4

P社

欠損金の繰戻しによる還付請求書

令和 年 月 日		納税地 (フリガナ)	〒	※整理番号	
		法人名等 (フリガナ)	電話() -	※通算法人の整理番号	
		代表者氏名		P社	
		代表者住所	〒		
		事業種目		業	
税務署長殿					
法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。					
記					
欠損事業年度	自 令和 X2年 4月 1日 至 令和 X3年 3月 31日	還付所得事業年度	自 令和 X1年 4月 1日 至 令和 X2年 3月 31日		
区 分		請求金額	※金額		
欠損事業年度の欠損金額	欠 損 金 額 (1)	7,200,000 円			
	同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額 (2)	4,000,000			
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額 (3)	4,000,000			
	既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)	0			
	差引所得金額((3)-(4)) (5)	4,000,000			
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	928,000			
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)				
	控 除 税 額 (8)				
	使 途 秘 匿 金 額 対 する 税 額 (9)	00			
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)				
	税額控除超過額相当額等の加算額 (11)				
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)	928,000			
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)	0			
	差引法人税額((12)-(13)) (14)	928,000			
	還付金額((14)×(2)/(5)) (15)	928,000			
請求期限	令和 X3年 5月 31日	確定申告書提出年月日	令和 X3年 5月 31日		
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等		
この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考
					通 信 日 付 印
					年 月 日 確 認

(規格 A 4)

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

事業年度	X2.4.1 X3.3.31		法人名	P社	
	通算親法人	P社		S1社	S2社
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(法人税法第80条第7項)の計算					
法人名					計
欠損金額	(1)	5,000,000	5,000,000	0	10,000,000
通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0	1,000,000
(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)	0	0	0	0
通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額 ((2)-(3))	(4)	0	1,000,000	0	1,000,000
(2)を超える欠損金額((1)-(2))(マイナスの場合は0)	(5)	5,000,000	4,000,000	0	9,000,000
(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)	0	0	0	0
差引((5)-(6))	(7)	5,000,000	4,000,000	0	9,000,000
前1年内事業年度の所得金額	(8)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0	0
差引((8)-(9))	(10)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額 ((10)-(4))(マイナスの場合は0)	(11)	4,000,000	1,000,000	0	5,000,000
他の通算法人の(11)の合計額 ((11)の計-(11))	(12)	1,000,000	4,000,000	5,000,000	
通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((7)の計)×(11)/(11)+(12))	(13)	7,200,000	1,800,000	0	9,000,000
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額 ((4)+(13))	(14)	7,200,000	2,800,000	0	10,000,000

事業年度	X2.4.1 X3.3.31		法人名	P社	
	通算親法人	P社		S1社	S2社
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算					
法人名					計
発生欠損金額(1)	(a)	5,000,000	5,000,000	0	10,000,000
還付所得事業年度へ繰戻す金額	(b)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額	(c)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0	1,000,000
(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)	0	0	0	0
差引((d)-(e))	(f)	0	1,000,000	0	1,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(f)のいずれか少ない金額)	(g)	0	1,000,000	0	1,000,000
発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)	5,000,000	4,000,000	0	9,000,000
(14)と(h)のいずれか少ない金額	(i)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
通算対象外欠損金額(2)	(j)	0	1,000,000	0	1,000,000
(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)	0	0	0	0
差引((j)-(k))	(l)	0	1,000,000	0	1,000,000
還付所得事業年度へ繰戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((i)-(l))(マイナスの場合は0)	(m)	4,000,000	1,000,000	0	5,000,000
通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7)の計	(n)				9,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((h)×(m)の計)/(n)の計)	(o)	2,777,778	2,222,222	0	5,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((g)+(o))	(p)	2,777,778	3,222,222	0	6,000,000

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度 X2・4・1 X3・3・31 法人名 P社

別表四

納税地、法人名、代表者、青色申告一連番号、申告書提出の有無

令和 X2 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 申告書
令和 X3 年 3 月 31 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

Main table with 41 rows for tax calculations, including columns for '所得金額又は欠損金額' and '所得の金額'.

税理士 署名

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分... 令四・四・一以後終了事業年度等分

留意

「52」の①欄の金額は、②欄の金額に、③欄の金額を加算し、これから④欄の金額を加減算した額と符合することになります。

Table with 52 rows for detailed income calculation, including columns for '区 分', '金額', and '留 保'.

S 1 社

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号			
令和 年 月 日		電話() -	
納税地		〒	
(フリガナ)			
法人名等		S1社	
法人番号			
(フリガナ)			
代表者氏名			
代表者住所		〒	
事業種目		業	
法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損事業年度	自 令和 X2年 4月 1日 至 令和 X3年 3月 31日	還付所得事業年度	自 令和 X1年 4月 1日 至 令和 X2年 3月 31日
区 分		請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠 損 金 額 (1)	2,800,000	
	同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額 (2)	2,000,000	
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額 (3)	2,000,000	
	既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)	0	
	差引所得金額((3)-(4)) (5)	2,000,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	464,000	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控 除 税 額 (8)		
	使 途 秘 匿 金 額 対 する 税 額 (9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	税額控除超過額相当額等の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)	464,000	
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)	0	
	差引法人税額((12)-(13)) (14)	464,000	
	還付金額((14)×(5)) (15)	464,000	
請求期限	令和 X3年 5月 31日	確定申告書提出年月日	令和 X3年 5月 31日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 協同・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 - 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等	
この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日 確 認

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

		事業年度	X2.4.1 X3.3.31	法人名	S1社		
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(法人税法第80条第7項)の計算		通算親法人				計	
法人名		P社	S1社	S2社			計
欠損金額	(1)	5,000,000	5,000,000	0			10,000,000
通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0			1,000,000
(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)	0	0	0			0
通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額 ((2)-(3))	(4)	0	1,000,000	0			1,000,000
(2)を超える欠損金額((1)-(2))(マイナスの場合は0)	(5)	5,000,000	4,000,000	0			9,000,000
(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)	0	0	0			0
差引((5)-(6))	(7)	5,000,000	4,000,000	0			9,000,000
前1年内事業年度の所得金額	(8)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0			0
差引((8)-(9))	(10)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額 ((10)-(4))(マイナスの場合は0)	(11)	4,000,000	1,000,000	0			5,000,000
他の通算法人の(11)の合計額 ((11)の計-(11))	(12)	1,000,000	4,000,000	5,000,000			
通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((7)の計)×(11)/(11)+(12))	(13)	7,200,000	1,800,000	0			9,000,000
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額 ((4)+(13))	(14)	7,200,000	2,800,000	0			10,000,000

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算		通算親法人				計	
法人名		P社	S1社	S2社			計
発生欠損金額(1)	(a)	5,000,000	5,000,000	0			10,000,000
還付所得事業年度へ繰戻す金額	(b)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額	(c)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0			1,000,000
(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)	0	0	0			0
差引((d)-(e))	(f)	0	1,000,000	0			1,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(f)のいずれか少ない金額)	(g)	0	1,000,000	0			1,000,000
発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)	5,000,000	4,000,000	0			9,000,000
(14)と(h)のいずれか少ない金額	(i)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
通算対象外欠損金額(2)	(j)	0	1,000,000	0			1,000,000
(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)	0	0	0			0
差引((j)-(k))	(l)	0	1,000,000	0			1,000,000
還付所得事業年度へ繰戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((i)-(l))(マイナスの場合は0)	(m)	4,000,000	1,000,000	0			5,000,000
通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7)の計	(n)						9,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((h)×(m)の計)/(n)の計)	(o)	2,777,778	2,222,222	0			5,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((g)+(o))	(p)	2,777,778	3,222,222	0			6,000,000

令和 年 月 日
 税務署長殿

青色申告 一連番号

納税地 (フリガナ) 法人名 S1社

代表者 住所

令和 X2 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 申告書
 課税事業年度分の地方法人税 申告書

令和 X3 年 3 月 31 日 (中間申告の場合) 令和 年 月 日

所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1	1,500,000	所得税額の額 (別表六「16」の③)	16	
法人税額 (52) + (53) + (54)	2		外国税額 (別表六「17」の①)	17	
法人税額の特別控除額 (別表六「15」)	3		計 (16) + (17)	18	
税額控除超過額相当額等の加算額	4		控除した金額 (12)	19	
課税土地譲渡利益金額等 (別表三「13」)	5	000	控除し合わせた金額 (18) - (19)	20	
同上に対する税額控除 (74) + (75) + (76)	6		この申告書の所得税額の速付金額 (20)	21	
留保税留保金額 (別表三「14」)	7	000	中間納付額 (14) - (13)	22	
同上に対する税額控除 (別表三「17」)	8		欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	464,000
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9	000	計 (21) + (22) + (23)	24	464,000
税額控除の計算	10		この申告書の所得金額又は欠損金額 (52)	25	
控除税額 (59) - (10) - (11) + (10) の1/5の金額	11		この申告書より納付すべき法人税額又は不足する戻付請求税額 (54)	26	000
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	13	000	外国税額等の特例控除額 (別表七「16」)	27	
中間申告分の法人税額	14	000	型別引当額等不足額又は異動額 (別表七「15」)	28	177,778
非課税法人等 (別表三「18」)	29		この申告書の所得税額の額 (79)	42	
課税標準法人税額 (29) + (30)	31	000	中間納付額 (40) - (39)	43	47,700
地方法人税額 (57)	32		計 (42) + (43)	44	
税額控除超過額相当額等の加算額 (別表六「14」)	33		この申告書の所得税額の額 (57)	45	
課税標準金額に係る地方法人税額 (58)	34		留保税留保金額に対する法人税額 (68)	46	000
所得地方法人税額 (32) + (33) + (34)	35		課税標準法人税額 (69)	47	000
仮税額 (32) + (33) + (34) + (35)	36		この申告書の所得税額の額 (69)	48	000
仮税額 (32) + (33) + (34) + (35) + (36)	37		剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額 (70)		
仮税額 (32) + (33) + (34) + (35) + (36) + (37)	38		異動額等不足額又は異動額 (別表七「15」)		
差引地方法人税額 (35) - (36) - (37) - (38)	39	000	銀行 本店・支店 郵便局名等		
中間申告分の地方法人税額	40	000	金庫・組合 出金所 預金		
引当額 (中間申告の場合) (39) - (40) 場合 (14) - (15)	41	000	農協 当座		

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分... 令四・四・一以後終了事業年度等分

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度 X2・4・1 X3・3・31 法人名 S1社

区 分	総 額	留 保	社 外 流 出
当期利益又は当期欠損の額	1		配当 円
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2		その他 円
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3		
損金経理をした納税充当金	4		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金・延滞金(延滞分を除く。)&及び過払税	5		その他
減価償却の償却超過額	6		
役員給与の損金不算入額	7		その他
交際費等の損金不算入額	8		その他
通算法人(別表四付表15)	9		外※
小 計	10		
減価償却超過額の当期認容額	11		外※
納税充当金から支出した事業税等の金額	12		
受取配当等の益金不算入額 (別表八「13」又は「26」)	14		※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八「26」)	15		※
受贈益の益金不算入額	16		※
適格現物分配に係る益金不算入額	17		※
法人税等の中間納付額及び過払納に係る還付金額	18		
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19		※
通算法人(別表四付表10)	20		※
小 計	21		
仮 (1) + (11) - (22)	22		外※
対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七「二」の②「29」又は「34」)	23		その他
超過利子額の損金算入額 (別表十七「二」の③「10」)	24	△	△
仮 (23) から (25) までの計	25		外※
寄附金の損金不算入額 (別表十四「二」「24」又は「40」)	26		その他
非課税の特定法人又は国家戦略特別区域における特定法人の所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額 (別表十一「15」若しくは別表十二「10」又は別表十三「11」若しくは別表十四「11」)	27		※
法人税額から控除される所得税額 (別表六「16」の③)	28		その他
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六「二」の「7」)	29		その他
分配調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六「五」の「5」の② + 別表十七「三」の「1」)	30		その他
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九「二」「10」)	31		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表十「四」「20」, 「21」又は「23」)	32		※
合 計 (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + (33)	33		外※
契約者配当の益金算入額 (別表九「一」「13」)	34		
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表八「13」、別表九「11」又は別表十「16」若しくは「33」)	35	△	
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	36		※
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損額又は譲渡損失額	37		※
差 引 (34) から (38) までの計	38		外※
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金損金算入額 (別表七「三」「9」又は「21」)	39		※
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七「三」「5」又は「11」)	40		※
当初配当欠損金控除額の益金算入額 (別表七「二」付表「23」の計)	41		※
差 引 (39) + (40) + (41) + (42)	42		外※
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七「一」「4」の計 + 別表七「四」「10」)	43		※
総 計 (43) + (44)	44		△
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十二「三」「43」)	45		※
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二「四」「10」)	46	△	
農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二「四」「43」の計)	47	△	
四国国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二「二」「15」、別表十二「二」「10」又は別表十二「五」「12」)	48	△	
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十六「六」「15」 - 「11」)	49	△	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人税の損金算入額	50		※
所得金額又は欠損金額	52	△ 5,000,000	△ 5,000,000 外※

【52】の①欄の金額は【22】欄の金額に【23】欄の金額を加算し、これから【24】欄の金額を加減算した額と符合することになります。

税理士 署名

通算対象外欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

事業年度 X2・4・1
X3・3・31 法人名 S1社

別表七の三 令四・四・一以後終了事業年度分

通算対象外欠損金額又は通算対象所得金額の計算						
所得事業年度であ る場 合	通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」)	1	円	通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」) が0を下回る場合のその下回る額	6	5,000,000
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)-(1)	2		調整通算前欠損金額 (6)又は(16)	7	
	計 (1)+(2)	3		他の通算法人の調整通算前欠損金額の 合計額 (別表十八(一)「28の計」)-(7)	8	
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の 合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」の うち少ない金額)	4		計 (7)+(8)	9	
	通算対象外欠損金額 $(4) \times \frac{(1)}{(3)}$	5		他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」の うち少ない金額)	10	
			通算対象所得金額 $(10) \times \frac{(7)}{(9)}$	11		
通算前欠損金額の調整計算の明細						
多額の償却費が生ずる事業 年度である場合の通算対象 外欠損金額 (6)	制限対象額	12	円	特定資産譲渡等損失額 (19)	14	円
		13		通算対象外欠損金額 (12)又は((6)と((13)+ (14))のうち少ない金額)	15	円
				調整通算前欠損金額 (6)-(15)	16	円
				1,000,000		1,000,000
適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額の計算の明細						
支配関係発生日	・	・		当期中の適用期間における特定資産の譲渡 等による損失の額	17	円
通算承認の効力が生じた日以後3年を経過する 日と支配関係発生日以後5年を経過する日との うちいずれか早い日	・	・		当期中の適用期間における特定資産の譲渡 等による利益の額	18	
当期中の適用期間	・	・		特定資産譲渡等損失額 (((17)-(18))又は(別表七の三付表二「6」)) -(別表七の三付表一「5」又は「9」)	19	
支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産の明細						
名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額	
	円	円		円	円	

S 2 社

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度 X2・4・1 X3・3・31 法人名 S2社

別表四

納税地、法人名、代表者、青色申告一連番号、申告書提出の有無

令和 X2 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 申告書
令和 X3 年 3 月 31 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

Main table with 41 rows for tax calculations, including columns for '所得金額又は欠損金額' and '控除税額'.

税理士 署名

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分... 令四・四・一以後終了事業年度等分

留意 52の①欄の金額は、52の②欄の金額に、③欄の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

Table with 52 rows for detailed income calculation, including columns for '区 分', '総 額', '留 保', '社 外 流 出', and '所得金額又は欠損金額'.

【事例2】

同一の欠損事業年度において青色災害損失欠損金額とそれ以外の青色欠損金額がある場合
 = 青色災害損失欠損金額を2期前、それ以外の青色欠損金額を1期前に繰り戻して還付請求を行うケース

【問】

当Pグループは、親法人P社、子法人S1社及び子法人S2社（いずれも年1回3月決算の中小企業者等に該当します。）の計3社で構成され、グループ通算制度の適用を受けています。

P社、S1社及びS2社は、いずれも前期まで連続して確定申告（青色申告）をしており、また、当期についても期限内に確定申告（青色申告）をする予定であり、当期の確定申告に当たって必要な金額の計算を終えています。

ここで、当期中のX2年11月1日に発生した火災でS2社の商品が焼失して災害損失欠損金額が生じたため、当期の確定申告書（青色申告書）の提出の際に、併せて、以下の還付請求を行うことができる法人については、それぞれその還付請求を行うことを考えています。

- ① この災害損失欠損金額について、グループ通算制度を適用した「災害損失の繰戻しによる還付請求書」による繰戻し還付請求（X1年3月期に繰戻し）
- ② 当期に係る上記の災害損失欠損金額以外の欠損金額について、通算制度を適用した「欠損金の繰戻しによる還付請求書」による繰戻し還付請求（X2年3月期に繰戻し）

なお、P社、S1社及びS2社の前期及び前々期（＝還付所得事業年度）の所得金額、法人税額及び地方法人税額並びに当期（＝欠損事業年度）の欠損金額の状況は以下のとおりです（本事例では適用税率は23.2%と仮定しています。）。

（単位：円）

		P社	S1社	S2社
(X1年3月期) 前々期（還付所得事業年度）	所得金額	4,000,000	2,000,000	0
	法人税額	928,000	464,000	0
	地方法人税額	95,500	47,700	0
(X2年3月期) 前期（還付所得事業年度）	所得金額	4,000,000	2,000,000	0
	法人税額	928,000	464,000	0
	地方法人税額	95,500	47,700	0
(X3年3月期) 当期（欠損事業年度） [確定申告]	欠損金額	0	5,000,000	5,000,000
	うち災害損失欠損金額	0	0	1,500,000
	欠損金額のうち 通算対象外欠損金額	0	1,000,000	0

（※）の金額は法第64条の6①に規定する特定資産譲渡等損失額に該当

このとき、

- (1) 上記①の災害損失欠損金額について、P社、S1社及びS2社のうちどの法人が、グループ通算制度を適用した災害損失の繰戻しによる還付請求を行うことができますか。

- (2) 上記②の災害損失欠損金額以外の欠損金額について、P社、S1社及びS2社のうちどの法人が、グループ通算制度を適用した欠損金の繰戻しによる還付請求を行うことができますか。
- (3) 上記(1)又は(2)の法人は、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」又は「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を具体的にどのように記載すればよいですか。
 また、P社、S1社及びS2社は、この欠損事業年度の確定申告に係る関係別表を具体的にどのように記載すればよいですか。

【答】

- (1) P社及びS1社がこの還付請求を行うことができます。
- (2) P社及びS1社がこの還付請求を行うことができます。
- (3) それぞれ、次のとおり記載します。

【事例2の各法人が作成を要する書類例】

《前々期に係る繰戻し還付請求関係》

- P社：災害損失の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書
- S1社：災害損失の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書

《前期に係る繰戻し還付請求関係》

- P社：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書
- S1社：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

《欠損事業年度の確定申告関係（別表）》

- P社：別表1、4
- S1社：別表1、4、7(1)、7(2)、7の3
- S2社：別表1、4、7(1)、災害により生じた損失の額に関する明細書（7(1)添付書類）、7(2)

P社

災害損失の繰戻しによる還付請求書

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法 人 名 等	P社	
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目			業

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

災 害 欠 損 事 業 年 度	自 令和 X2年 4月 1日 (確定申告書) 至 令和 X3年 3月 31日	還 付 所 得 事 業 年 度	自 令和 X0年 4月 1日 至 令和 X1年 3月 31日
災 害 の あ っ た 日	令和 年 月 日	災 害 の 詳 細	
区 分	請 求 金 額	※ 金 額	
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	(1) 1,000,000		
繰戻す災害損失欠損金額	(2) 1,000,000		
還付所得事業年度の所得金額	(3) 4,000,000		
既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	(4) 0		
差引所得金額((3)-(4))	(5) 4,000,000		
納付の確定した法人税額	(6) 928,000		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
控 除 税 額	(8)		
使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額	(9) 00		
課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
税額控除超過額相当額等の加算額	(11)		
法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12) 928,000		
既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
差引法人税額((12)-(13))	(14) 928,000		
還 付 金 額 ((14) × (2) / (5))	(15) 232,000		
請 求 期 限	令和 年 月 日	確 定 申 告 書 等 提 出 年 月 日	令和 X3年 5月 31日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
----------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

(令和4年4月1日以後開始事業年度分)

通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書

事業年度	X2.4.1 X3.3.31	法人名	P社	
災害のあった法人名	S2社		災害のあった日	令和X2年11月1日
災害の詳細	令和X2年11月1日に発生した火災でS2社の商品が焼失			
繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額(法人税法第80条第8項)の計算				
法人名	通算親法人	S1社	S2社	計
災害損失欠損金額	(1) 0	0	1,500,000	1,500,000
通算対象外欠損金額	(2) 0	1,000,000	0	1,000,000
(2)のうち災害損失の繰戻しの対象とされる金額((1)と(2)のいずれか少ない金額)	(3) 0	0	0	0
通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額(1)-(2)(マイナスの場合は0)	(4) 0	0	1,500,000	1,500,000
前2年内事業年度の所得金額	(5) 4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(6) 0	0	0	0
差引(5)-(6)(マイナスの場合は0)	(7) 4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
前2年内事業年度の所得金額	(8) 4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9) 0	0	0	0
差引(8)-(9)(マイナスの場合は0)	(10) 4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
差引合計額(7)+(10)	(11) 8,000,000	4,000,000	0	12,000,000
(3)を超える差引前2年内事業年度の所得合計額((11)-(3)(マイナスの場合は0))	(12) 8,000,000	4,000,000	0	12,000,000
他の通算法人の(12)の合計額((12)の計)-(12))	(13) 4,000,000	8,000,000	12,000,000	
通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((4)の計)×(12)/(12)+(13))	(14) 1,000,000	500,000	0	1,500,000
繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額((3)+(14))	(15) 1,000,000	500,000	0	1,500,000
還付所得事業年度に繰戻す金額の明細書				
(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰戻す金額	(16) 1,000,000	500,000	0	1,500,000
事業年度	(5)の事業年度に繰戻す災害損失欠損金額	① 1,000,000	500,000	1,500,000
事業年度	(8)の事業年度に繰戻す災害損失欠損金額	② 0	0	0

災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額(法人税法第80条第13項)とされるため、欠損金の繰越控除及び欠損金の繰戻し還付の対象とならない金額の計算				
法人名	通算親法人	S1社	S2社	計
発生災害損失欠損金額(1)	(a) 0	0	1,500,000	1,500,000
(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰戻す金額(16)	(b) 1,000,000	500,000	0	1,500,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額	(c) 0	0	0	0
通算対象外欠損金額(2)	(d) 0	1,000,000	0	1,000,000
災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分(c)と(d)のいずれか少ない金額	(e) 0	0	0	0
通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額(4)	(f) 0	0	1,500,000	1,500,000
(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰戻す金額(b)	(g) 1,000,000	500,000	0	1,500,000
通算対象外欠損金額を超えない災害損失欠損金額(3)	(h) 0	0	0	0
還付所得事業年度に繰戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分((g)-(h))(マイナスの場合は0)	(i) 1,000,000	500,000	0	1,500,000
通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額の合計額(4)の計	(j) /	/	/	1,500,000
災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分((f)×(j)の計)	(k) 0	0	1,500,000	1,500,000
災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額とされる金額((e)+(k))	(l) 0	0	1,500,000	1,500,000

欠損金の繰戻しによる還付請求書

令和 年 月 日		納税地 (フリガナ)	〒
		法人名等 (フリガナ)	電話() -
		代表者氏名 (フリガナ)	
		代表者住所	〒
		事業種目	業
法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損事業年度	自 令和 X2年 4月 1日 至 令和 X3年 3月 31日	還付所得事業年度	自 令和 X1年 4月 1日 至 令和 X2年 3月 31日
区 分		請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠 損 金 額 (1)	6,000,000	
	同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額 (2)	4,000,000	
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額 (3)	4,000,000	
	既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)	0	
	差引所得金額((3)-(4)) (5)	4,000,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	928,000	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控 除 税 額 (8)		
	使 途 秘 匿 金 額 対 する 税 額 (9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	税額控除超過額相当額等の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)	928,000	
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)	0	
	差引法人税額((12)-(13)) (14)	928,000	
	還付金額((14)×(2)/(5)) (15)	928,000	
請求期限	令和 X3年 5月 31日	確定申告書提出年月日	令和 X3年 5月 31日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日 確 認

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

		事業年度	X2.4.1 X3.3.31	法人名	P社	
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(法人税法第80条第7項)の計算						
法人名		通算親法人			計	
		P社	S1社	S2社		
欠損金額	(1)	0	5,000,000	5,000,000	10,000,000	
通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0	1,000,000	
(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)	0	0	0	0	
通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額 ((2)-(3))	(4)	0	1,000,000	0	1,000,000	
(2)を超える欠損金額((1)-(2))(マイナスの場合は0)	(5)	0	4,000,000	5,000,000	9,000,000	
(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)	0	0	1,500,000	1,500,000	
差引((5)-(6))	(7)	0	4,000,000	3,500,000	7,500,000	
通算対象外欠損金額	前1年内事業年度の所得金額	(8)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0	0
	差引((8)-(9))	(10)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額 ((10)-(4))(マイナスの場合は0)	(11)	4,000,000	1,000,000	0	5,000,000	
他の通算法人の(11)の合計額 ((11)の計-(11))	(12)	1,000,000	4,000,000	5,000,000		
通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((7)の計)×(11)/(11)+(12))	(13)	6,000,000	1,500,000	0	7,500,000	
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額((4)+(13))	(14)	6,000,000	2,500,000	0	8,500,000	

		通算親法人	S1社	S2社	計
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算					
法人名		P社			
発生欠損金額(1)	(a)	0	5,000,000	5,000,000	10,000,000
還付所得事業年度へ繰戻す金額	(b)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額	(c)	0	2,000,000	0	2,000,000
通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0	1,000,000
(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)	0	0	0	0
差引((d)-(e))	(f)	0	1,000,000	0	1,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(f)のいずれか少ない金額)	(g)	0	1,000,000	0	1,000,000
発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)	0	4,000,000	3,500,000	7,500,000
(14)と(h)のいずれか少ない金額	(i)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
通算対象外欠損金額(2)	(j)	0	1,000,000	0	1,000,000
(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)	0	0	0	0
差引((j)-(k))	(l)	0	1,000,000	0	1,000,000
還付所得事業年度へ繰戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((i)-(l))(マイナスの場合は0)	(m)	4,000,000	1,000,000	0	5,000,000
通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7の計)	(n)				9,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((h)×(m)/(n)の計)	(o)	0	2,666,667	2,333,333	5,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((g)+(o))	(p)	0	3,666,667	2,333,333	6,000,000

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度 X2・4・1 X3・3・31 法人名 P社

別表四

納税地、法人名、代表者、青色申告一連番号、申告書提出の有無

令和 X2 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 申告書
令和 X3 年 3 月 31 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

Main table with 41 rows for tax calculations, including columns for '所得金額又は欠損金額' and '控除税額'.

税理士 署名

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分... 令四・四・一以後終了事業年度等分

留意

「52」の①欄の金額は、②欄の金額に、③欄の金額を加算し、これから④の金額を加減算した額と符合することになります。

Table with 52 rows for detailed income calculation, including columns for '区 分', '金額', and '留 保'.

令四・四・一以後終了事業年度分

S 1 社

災害損失の繰戻しによる還付請求書

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法人名等	S1社	
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
事業種目	業		

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

災害欠損事業年度	自 令和 X2年 4月 1日 (確定申告書) 至 令和 X3年 3月 31日	還付所得事業年度	自 令和 X0年 4月 1日 至 令和 X1年 3月 31日
災害のあった日	令和 年 月 日	災害の詳細	
区分	請求金額	※金額	
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	(1) 500,000 円		
繰戻す災害損失欠損金額	(2) 500,000		
還付所得事業年度の所得金額	(3) 2,000,000		
既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	(4) 0		
差引所得金額((3)-(4))	(5) 2,000,000		
納付の確定した法人税額	(6) 464,000		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
控除税額	(8)		
使途秘匿金額に対する税額	(9) 00		
課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
税額控除超過額相当額等の加算額	(11)		
法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12) 464,000		
既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
差引法人税額((12)-(13))	(14) 464,000		
還付金額((14)×(2)/(5))	(15) 116,000		
請求期限	令和 年 月 日	確定申告書等提出年月日	令和 X3年 5月 31日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等

税理士署名

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考	通信日付印	年月日	確認
---------	----	-----	------	----	-----	----	-------	-----	----

(令和4年4月1日以後開始事業年度分)

通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書

事業年度	X2.4.1 X3.3.31	法人名	S1社		
災害のあった法人名	S2社		災害のあった日	令和 X2年 11月 1日	
災害の詳細	令和X2年11月1日に発生した火災でS2社の商品が焼失				
繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額(法人税法第80条第8項)の計算					
法人名	通算親法人	P社	S1社	S2社	計
災害損失欠損金額	(1)	0	0	1,500,000	1,500,000
通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0	1,000,000
(2)のうち災害損失の繰戻しの対象とされる金額(1)と(2)のいずれか少ない金額	(3)	0	0	0	0
通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額(1)-(2)(マイナスの場合は0)	(4)	0	0	1,500,000	1,500,000
前の前2年内事業年度の所得金額	(5)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(6)	0	0	0	0
差引((5)-(6))(マイナスの場合は0)	(7)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
前2年内事業年度の所得金額	(8)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0	0
差引((8)-(9))(マイナスの場合は0)	(10)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
差引合計額((7)+(10))	(11)	8,000,000	4,000,000	0	12,000,000
(3)を超える差引前2年内事業年度の所得合計額((11)-(3))(マイナスの場合は0)	(12)	8,000,000	4,000,000	0	12,000,000
他の通算法人の(12)の合計額((12)の計)-(12))	(13)	4,000,000	8,000,000	12,000,000	
通算対象外欠損金額以外の災害欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額(4の計)×(12)/(12)+(13))	(14)	1,000,000	500,000	0	1,500,000
繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額(3)+(14))	(15)	1,000,000	500,000	0	1,500,000
還付所得事業年度に繰戻す金額の明細書					
(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰戻す金額	(16)	1,000,000	500,000	0	1,500,000
事業年度別	(5)の事業年度に繰戻す災害損失欠損金額	①	1,000,000	500,000	1,500,000
	(8)の事業年度に繰戻す災害損失欠損金額	②	0	0	0

災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額(法人税法第80条第13項)とされるため、欠損金の繰越控除及び欠損金の繰戻し還付の対象とならない金額の計算					
法人名	通算親法人	P社	S1社	S2社	計
発生災害損失欠損金額(1)	(a)	0	0	1,500,000	1,500,000
(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰戻す金額(16)	(b)	1,000,000	500,000	0	1,500,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額	(c)	0	0	0	0
通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0	1,000,000
災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分(c)と(d)のいずれか少ない金額	(e)	0	0	0	0
通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額(4)	(f)	0	0	1,500,000	1,500,000
(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰戻す金額(b)	(g)	1,000,000	500,000	0	1,500,000
通算対象外欠損金額を超えない災害損失欠損金額(3)	(h)	0	0	0	0
還付所得事業年度に繰戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分(g)-(h))(マイナスの場合は0)	(i)	1,000,000	500,000	0	1,500,000
通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額の合計額(4の計)	(j)				1,500,000
災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分((f)×(iの計)/(jの計))	(k)	0	0	1,500,000	1,500,000
災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額とされる金額((e)+(k))	(l)	0	0	1,500,000	1,500,000

欠損金の繰戻しによる還付請求書

令和 年 月 日		納税地 (フリガナ)		〒		※整理番号	
		電話()		-			
		法人名等		S1社			
		法人番号					
		代表者氏名		(フリガナ)			
		代表者住所		〒			
		事業種目				業	
法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記							
欠損事業年度		自 令和 X2年 4月 1日 至 令和 X3年 3月 31日		還付所得事業年度		自 令和 X1年 4月 1日 至 令和 X2年 3月 31日	
区 分				請 求 金 額		※ 金 額	
欠損事業年度の欠損金額		欠 損 金 額 (1)		2,500,000 円		円	
		同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額 (2)		2,000,000			
還付所得事業年度の所得金額		所 得 金 額 (3)		2,000,000			
		既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		0			
		差引所得金額((3)-(4)) (5)		2,000,000			
還付所得事業年度の法人税額		納付の確定した法人税額 (6)		464,000			
		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)					
		控 除 税 額 (8)					
		使 途 秘 匿 金 額 対 する 税 額 (9)		00			
		課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)					
		税額控除超過額相当額等の加算額 (11)					
		法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		464,000			
		既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		0			
		差引法人税額((12)-(13)) (14)		464,000			
		還 付 金 額 ((14) × (2) / (5)) (15)		464,000			
請求期限		令和 X3年 5月 31日		確定申告書提出年月日		令和 X3年 5月 31日	
還付を受けようとする金融機関等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 協同・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号		3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等	
この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し							
税 理 士 署 名							
※税務署 処理欄		部 門		決 算 期		業 種 番 号	
		番 号		整 理 簿		備 考	
		通 信 日 付 印		年 月 日		確 認	

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

		事業年度	X2.4.1 X3.3.31	法人名	S1社		
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(法人税法第80条第7項)の計算		通算親法人				計	
法人名		P社	S1社	S2社			計
欠損金額	(1)	0	5,000,000	5,000,000			10,000,000
通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0			1,000,000
(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)	0	0	0			0
通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額 ((2)-(3))	(4)	0	1,000,000	0			1,000,000
(2)を超える欠損金額((1)-(2))(マイナスの場合は0)	(5)	0	4,000,000	5,000,000			9,000,000
(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)	0	0	1,500,000			1,500,000
差引((5)-(6))	(7)	0	4,000,000	3,500,000			7,500,000
前1年内事業年度の所得金額	(8)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0			0
差引((8)-(9))	(10)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額 ((10)-(4))(マイナスの場合は0)	(11)	4,000,000	1,000,000	0			5,000,000
他の通算法人の(11)の合計額 ((11)の計-(11))	(12)	1,000,000	4,000,000	5,000,000			
通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((7)の計)×(11)/(11)+(12))	(13)	6,000,000	1,500,000	0			7,500,000
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額 ((4)+(13))	(14)	6,000,000	2,500,000	0			8,500,000

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算		通算親法人				計	
法人名		P社	S1社	S2社			計
発生欠損金額(1)	(a)	0	5,000,000	5,000,000			10,000,000
還付所得事業年度へ繰戻す金額	(b)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額	(c)	0	2,000,000	0			2,000,000
通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0			1,000,000
(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)	0	0	0			0
差引((d)-(e))	(f)	0	1,000,000	0			1,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(f)のいずれか少ない金額)	(g)	0	1,000,000	0			1,000,000
発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)	0	4,000,000	3,500,000			7,500,000
(14)と(h)のいずれか少ない金額	(i)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
通算対象外欠損金額(2)	(j)	0	1,000,000	0			1,000,000
(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)	0	0	0			0
差引((j)-(k))	(l)	0	1,000,000	0			1,000,000
還付所得事業年度へ繰戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((i)-(l))(マイナスの場合は0)	(m)	4,000,000	1,000,000	0			5,000,000
通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7)の計	(n)						9,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((h)×(m)の計)/(n)の計)	(o)	0	2,666,667	2,333,333			5,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((g)+(o))	(p)	0	3,666,667	2,333,333			6,000,000

通算対象外欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S1社
------	-------------------	-----	-----

別表七の三 令四・四・一以後終了事業年度分

通算対象外欠損金額又は通算対象所得金額の計算						
所得事業年度である場合	通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」)	1	円	通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」) が0を下回る場合のその下回る額	6	5,000,000
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)-(1)	2		調整通算前欠損金額 (6)又は(16)	7	
	計 (1)+(2)	3		他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「28の計」)-(7)	8	
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	4		計 (7)+(8)	9	
	通算対象外欠損金額 $(4) \times \frac{(1)}{(3)}$	5		他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	10	
通算対象所得金額 $(10) \times \frac{(7)}{(9)}$			通算対象所得金額 (10)×(9)	11		

通算前欠損金額の調整計算の明細				
多額の償却費が生ずる事業年度である場合の通算対象外欠損金額 (6)	制限対象額	特定資産譲渡等損失額 (19)	通算対象外欠損金額 (12)又は((6)と((13)+(14))のうち少ない金額)	調整通算前欠損金額 (6)-(15)
12	13	14	15	16
		円	円	円
		1,000,000	1,000,000	

適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額の計算の明細					
支配関係発生日	・	・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による損失の額	17	円
通算承認の効力が生じた日以後3年を経過する日と支配関係発生日以後5年を経過する日とのうちいずれか早い日	・	・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による利益の額	18	
当期中の適用期間	・	・	特定資産譲渡等損失額 (((17)-(18))又は(別表七の三付表二「6」)) -(別表七の三付表一「5」又は「9」)	19	

支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産の明細					
名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額
	円	円		円	円

S 2 社

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S2社
------	-------------------	-----	-----

別表四 令四・四・一以後終了事業年度分

納税地	令和 年 月 日 電話() -	青色申告 一連番号	整理番号
法人名	S2社	事業年度(年)	整理番号
法人番号		売上金額	
代表者		申告年月日	
代表者住所		申告区分	
		添付書類	

令和 X2 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 申告書
 令和 X3 年 3 月 31 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 令和 年 月 日 (中間申告の場合) 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の書面提出有

所得金額又は欠損金額(別表四[52]の①)	1	△5000000	所得税の額(別表六(一)[76]の③)	16	
法人税額(52)+(53)+(54)	2		外国税額(別表六(二)[24])	17	
法人税額の特別控除額(別表六(六)[5])	3		計(16)+(17)	18	
税額控除超過額相当額等の加算額	4		控除した金額(12)	19	
課税土地譲渡利益金額(別表三(五)①[20])	5	000	控除されなかった金額(18)-(19)	20	
同上に対する税額(74)+(75)+(76)	6		所得税額等の還付金額(20)	21	
留保金(別表三(一)[4])	7	000	中間納付額(14)-(13)	22	
同上に対する税額(別表三(一)[8])	8		欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	
法人税額計(2)-(3)+(4)+(6)+(8)	9		計(21)+(22)+(23)	24	
この申告書による法人税額の計算	10		この申告書の所得金額又は欠損金額(59)	25	
仮決算に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11		この申告により納付すべき法人税額又は減少すべき法人税額(64)	26	
控除税額(別表一(10)-(11)と(8)の75を(6)に算入)	12		又は仮決算等申告等の特例(別表七(4)の①、別表七(5)若しくは(2)又は別表七(10)若しくは(11)の①)	27	000
差引所得に対する法人税額(9)-(10)-(11)-(12)	13	000	課税超過税額又は欠損税額(別表七(一)[5]の合計)	28	1166667
中間申告分の法人税額	14	000	外国税額等の還付金額(79)	42	
差引確定(中間申告の場合)の法人税額(別表一(12)の①、(13)の①)	15	000	中間納付額(40)-(39)	43	
課税総額	29		計(42)+(43)	44	
課税標準法人税額(29)+(30)	30		申告書の金額に算入する法人税額(67)	45	
地方法人税額(57)	31	000	課税標準法人税額(68)	46	
税額控除超過額相当額等の加算額(別表六(二)付表六[14]の計)	32		課税標準法人税額(69)	47	000
課税標準金額に算入する地方法人税額(58)	33		この申告により納付すべき地方法人税額(73)	48	000
所得地方法人税額(32)+(33)+(34)	34		剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額(剰余金の分配)の日		
課税標準金額に算入する地方法人税額(58)	35		算定の日		
所得地方法人税額(32)+(33)+(34)	36		算定の日		
課税標準金額に算入する地方法人税額(58)	37		算定の日		
所得地方法人税額(32)+(33)+(34)	38		算定の日		
外国税額等の控除額(別表六(六)①[5]の①)	39	000	算定の日		
差引地方法人税額(35)-(36)-(37)-(38)	40	000	算定の日		
中間申告分の地方法人税額	41	000	算定の日		

別表一 各事業年度の所得に係る申告書(内国法人の分) 令四・四・一以後終了事業年度等分

「52」の①「欄の金額は、②」欄の金額に、③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになります。

区 分	総 額	留 過 保	社 外 流 出
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1	円	配 当 円
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2		そ の 他
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3		
損金経理をした納税充当金	4		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)、及び過徴税	5		そ の 他
減価償却の償却超過額	6		
役員給与の損金不算入額	7		そ の 他
交際費等の損金不算入額	8		そ の 他
通算法人に係る加算額(別表四付表[5])	9		外 ※
小 計	10		
減価償却超過額の当期認容額	11		外 ※
納税充当金から支出した事業税等の金額	12		
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)[13]又は[26])	13		※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)[26])	14		※
受贈益の益金不算入額	15		※
適格現物分配に係る益金不算入額	16		※
法人税等の中間納付額及び過納納に係る還付金額	17		
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	18		※
通算法人に係る減算額(別表四付表[10])	19		※
小 計	20		
仮 (1)+(11)-(22)	21		外 ※
対象純支払利子等の損金不算入額(別表十七(二)の②[29]又は[34])	22		そ の 他
超過利子額の損金算入額(別表十七(二)の③[10])	23	△	※ △
仮 (23)から(25)までの計	24		外 ※
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)[24]又は[40])	25		そ の 他
所得の控除又は算定税額等に関する控除対象所得等の損金算入額(別表十一(1)の①又は別表十二(1)の①又は別表十二(1)の②)	26		※
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)[6]の③)	27		そ の 他
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二)[17])	28		そ の 他
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額(別表六(五)の②[5]の②)又は別表十七(三)の①[1])	29		そ の 他
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)[10])	30		※
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(四)[20]、[21]又は[23])	31		※
合 計(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)	32		外 ※
契約者配当の益金算入額(別表九(一)[13])	33		外 ※
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額(別表十(八)[13]、別表十(九)[11]又は別表十(十)[16]若しくは[33])	34	△	※ △
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失控除額の益金算入額	35		※
災害損失額又は災害損失控除額の益金算入額	36		※
災害損失額又は災害損失控除額の益金算入額	37		外 ※
差 引 計(34)から(38)までの計	38		
更生欠損金又は民事再生等評価機会が行われる場合の再生等欠損金の損金算入額(別表七(三)[9]又は[21])	39		※ △
通算対象欠損金の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額(別表七(三)の⑤又は[11])	40		※
当初配賦欠損金控除額の益金算入額(別表七(二)付表一[23]の計)	41		※
差 引 計(39)+(40)+(41)+(42)	42		外 ※
欠損金又は災害損失等の当期控除額(別表七(一)[4]の計)又は別表七(四)[10]	43	△	※ △
差 引 計(43)+(44)	44		外 ※
新築床探査費又は海外新築床探査費の特別控除額(別表十二(三)[43])	45		※ △
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額(別表十二(十四)[10])	46	△	※ △
農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額(別表十二(十四)[43]の計)	47	△	※ △
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資準備金積立額の損金算入額(別表十二(十一)[15]、別表十二(十二)[10]又は別表十二(十五)[12])	48	△	※ △
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定繰入額の益金算入額(別表十二(十六)[15]又は[11])	49	△	※ △
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	50	△	※ △
所得金額又は欠損金額	51	△	外 ※
所得金額又は欠損金額	52	△5,000,000	外 ※

税理士名 置

【事例3】

令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受けて「欠損金の繰戻しによる還付請求」を行う場合

【問】

当Pグループは、親法人P社、子法人S1社、子法人S2社及び子法人S3社（いずれも年1回3月決算であり、いずれも中小連結法人又は中小企業者等に該当します。）の計4社で構成され、前期まで連結納税制度の適用を受けており、当期からグループ通算制度に移行しました。

当Pグループは、前期まで連続して申告期限内に連結確定申告書を提出しており、また、グループ通算制度に移行した当期についても、期限内に青色申告により確定申告書を提出する予定であり、当期の確定申告に当たって必要な金額の計算を終えています。

P社、S1社、S2社及びS3社並びにPグループ全体の前期の連結所得金額・個別所得金額、法人税額・法人税額に係る個別帰属額及び地方法人税額・地方法人税額に係る個別帰属額並びに当期の欠損金額の状況は以下のとおりです（本事例では適用税率は23.2%と仮定しています。）。

（単位：円）

		P社	S1社	S2社	S3社	合計 (連結)	
連結納税制度	前期 (X2年3月期) (還付所得連結事業年度)	連結所得金額 個別所得金額	9,000,000	▲4,000,000	3,000,000	▲2,000,000	6,000,000
		法人税額 法人税の個別帰属額	2,088,000	▲928,000	696,000	▲464,000	1,392,000
		地方法人税額 地方法人税の個別帰属額	215,064	▲95,584	71,688	▲47,792	143,300
グループ通算制度	当期 (X3年3月期) (欠損事業年度)	欠損金額	5,000,000	5,000,000	0	0	—
		うち 通算対象外欠損金額	0	1,000,000 ^(※)	0	0	—

(※) の金額は法第64条第6①に規定する特定資産譲渡等損失額に該当

当Pグループでは、P社、S1社、S2社及びS3社が当期の確定申告を行うに際し、P社及びS1社に当期に生じた欠損金額について、令和2年改正法附則第35条第2項に定める経過措置により、当期（グループ通算制度への移行1期目）を欠損事業年度／前期（連結納税制度適用の最終事業年度）を還付所得事業年度として、欠損金の繰戻しによる還付請求ができる法人についてはその還付請求を行うことを考えていますが、

- P社、S1社、S2社及びS3社のうち、どの法人がこの還付請求を行うことができますか。
- 上記(1)の法人は、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を具体的にどのように記載すればよいですか。

また、P社、S1社、S2社及びS3社は、この欠損事業年度の確定申告に係る関係別表を具体的にどのように記載すればよいですか。

【答】

- P社及びS2社がこの還付請求を行うことができます。
- それぞれ、次のとおり記載します。

【事例3の各法人が作成を要する書類例】

《繰戻し還付請求関係》

P社：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書、令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書

S2社：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書、令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書

《欠損事業年度の確定申告関係（別表）》

P社：別表1、4、7(1)、7(2)

S1社：別表1、4、7(1)、7(2)、7の3

S2社：別表1、4

S3社：別表1、4

P社

欠損金の繰戻しによる還付請求書

令和 年 月 日		納税地 (フリガナ)	〒	※整理番号	
		法人名等 (フリガナ)	電話() -	※整理番号	
		法人番号			
		代表者氏名 (フリガナ)			
		代表者住所	〒		
		事業種目			
税務署長殿					
法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。					
記					
欠損事業年度	自 令和 X2年 4月 1日 至 令和 X3年 3月 31日	還付所得事業年度	自 令和 X1年 4月 1日 至 令和 X2年 3月 31日		
区 分		請求金額	※金額		
欠損事業年度の欠損金額	欠 損 金 額 (1)	6,750,000			
	同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額 (2)	4,500,000			
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額 (3)	4,500,000			
	既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)	0			
	差引所得金額((3)-(4)) (5)	4,500,000			
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	00			
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)				
	控 除 税 額 (8)				
	使 途 秘 匿 金 額 対 する 税 額 (9)	00			
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)				
	税額控除超過額相当額等の加算額 (11)				
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)	1,044,000			
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)	0			
	差引法人税額((12)-(13)) (14)	1,044,000			
	還付金額((14)×(2)/(5)) (15)	1,044,000			
請求期限	令和 X3年 5月 31日	確定申告書提出年月日	令和 X3年 5月 31日		
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等		
この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考
					通 信 日 付 印
					年 月 日 確 認

(規格 A 4)

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

		事業年度	X2.4.1 X3.3.31	法人名	P社		
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(法人税法第80条第7項)の計算							
法人名		通算親法人				計	
		P社	S1社	S2社	S3社		
欠損金額	(1)	5,000,000	5,000,000	0	0	10,000,000	
通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0	0	1,000,000	
(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)	0	0	0	0	0	
通算対象外欠損金額に依る欠損金の繰戻しの対象とされる金額(2)-(3)	(4)	0	1,000,000	0	0	1,000,000	
(2)を超える欠損金額((1)-(2))(マイナスの場合は0)	(5)	5,000,000	4,000,000	0	0	9,000,000	
(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)	0	0	0	0	0	
差引((5)-(6))	(7)	5,000,000	4,000,000	0	0	9,000,000	
通以算外対象の欠損金額	前1年内事業年度の所得金額	(8)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0	0	0
	差引((8)-(9))	(10)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000
(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額((10)-(4))(マイナスの場合は0)	(11)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000	
他の通算法人の(11)の合計額((11)の計)-(11))	(12)	1,500,000	6,000,000	4,500,000	6,000,000		
通算対象外欠損金額以外の欠損金額に依る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((7)の計)×(11)/(11)+(12))	(13)	6,750,000	0	2,250,000	0	9,000,000	
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額((4)+(13))	(14)	6,750,000	1,000,000	2,250,000	0	10,000,000	

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算							
法人名		通算親法人				計	
		P社	S1社	S2社	S3社		
発生欠損金額(1)	(a)	5,000,000	5,000,000	0	0	10,000,000	
還付所得事業年度へ繰戻す金額	(b)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000	
(a)と(b)のいずれか少ない金額	(c)	4,500,000	0	0	0	4,500,000	
通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0	0	1,000,000	
(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)	0	0	0	0	0	
差引((d)-(e))	(f)	0	1,000,000	0	0	1,000,000	
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(f)のいずれか少ない金額)	(g)	0	0	0	0	0	
発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)	5,000,000	4,000,000	0	0	9,000,000	
(14)と(b)のいずれか少ない金額	(i)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000	
通算対象外欠損金額(2)	(j)	0	1,000,000	0	0	1,000,000	
(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)	0	0	0	0	0	
差引((j)-(k))	(l)	0	1,000,000	0	0	1,000,000	
還付所得事業年度へ繰戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((i)-(l))(マイナスの場合は0)	(m)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000	
通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7)の計	(n)					9,000,000	
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((h)×(m)の計)/(n)の計)	(o)	3,333,333	2,666,667	0	0	6,000,000	
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((q)+(o))	(p)	3,333,333	2,666,667	0	0	6,000,000	

令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額
及び法人税額とされる金額に関する明細書

		事業年度	X2.4.1 X3.3.31	法人名	P社			
前2年内事業年度(還付所得連結事業年度)		X1.4.1 X2.3.31						
還付所得事業年度の法人税額とされる金額及び所得金額とされる金額(令2法律第8号改正法附則第35条第2項)の計算								
法人名		通算親法人	S1社	S2社	S3社	計		
		P社						
所得金額の計算	連所得金額	還付所得連結事業年度の連結所得金額	(1)				6,000,000	
	結金額	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	(2)					
	差引	差引((1)-(2))	(3)				6,000,000	
	個別所得金額	還付所得連結事業年度の個別所得金額	(4)	9,000,000	0	3,000,000	0	12,000,000
	計算	還付所得事業年度の所得金額とされる金額((3の計)×(4)/(4の計))	(5)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000
法人税額の計算	法人税額	納付の確定した法人税額	(6)					1,392,000
	還付所得連結事業年度の法人税額	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除	(7)					
	控除税額	控除税額	(8)					
	使途秘匿金額に対する税額	使途秘匿金額に対する税額	(9)					
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)					
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)					
	法人税額	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12)					1,392,000
	還付法人税額	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた金額	(13)					
	差引法人税額	差引法人税額((12)-(13))	(14)					1,392,000
	差引個別帰属額	差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額	(15)	2,088,000	△ 928,000	696,000	△ 464,000	1,392,000
	法人税額	(8)に係る個別帰属額	(16)					0
	法人税額	(9)に係る個別帰属額	(17)					0
	法人税額	(10)に係る個別帰属額	(18)					0
	法人税額	(11)に係る個別帰属額	(19)					0
法人税額	(12)に係る個別帰属額((15)+(16)-(17)-(18)-(19))	(20)	2,088,000	△ 928,000	696,000	△ 464,000	1,392,000	
法人税額	(13)に係る個別帰属額	(21)					0	
法人税額	(14)に係る個別帰属額((20)-(21))(マイナスの場合は0)	(22)	2,088,000	0	696,000	0	2,784,000	
還付所得事業年度の法人税額とされる金額	還付所得事業年度の法人税額とされる金額((14の計)×(22)/(22の計))	(23)	1,044,000	0	348,000	0	1,392,000	

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度 X2・4・1 X3・3・31 法人名 P社

別表四

Main tax form containing sections for '青色申告' (Blue Tax Return), '所得金額の計算' (Calculation of Income), and '法人税額の計算' (Calculation of Corporate Tax). Includes fields for dates, amounts, and various tax-related data points.

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分... 令和四・四・一以後終了事業年度等分

留意事項

「52」の①欄の金額は、②欄の金額に、③欄の金額を加算し、これから④欄の金額を加減算した額と符合することになります。

Table with 52 rows and 4 columns: 区 (Category), 総額 (Total Amount), 留保 (Reserve), 社外流出 (Outflow). Rows include items like '当期利益又は当期欠損の額', '損金経理をした法人税及び地方法人税', '減価償却の償却超過額', etc.

令和四・四・一以後終了事業年度分

S 1 社

通算対象外欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

事業年度 X2:4.1
X3:3.31 法人名 S1社

別表七の三 令四・四・一以後終了事業年度分

通算対象外欠損金額又は通算対象所得金額の計算												
所得事業年度であ る場 合	通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」)	1	円	通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」) が0を下回る場合のその下回る額	6	5,000,000	円					
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)-(1)	2		調整通算前欠損金額 (6)又は(16)	7							
	計 (1)+(2)	3		他の通算法人の調整通算前欠損金額の 合計額 (別表十八(一)「28の計」)-(7)	8							
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の 合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」の うち少ない金額)	4		計 (7)+(8)	9							
	通算対象外欠損金額 $(4) \times \frac{(1)}{(3)}$	5		他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」の うち少ない金額)	10							
			通算対象所得金額 $(10) \times \frac{(7)}{(9)}$	11								
通算前欠損金額の調整計算の明細												
多額の償却費が生ずる事業 年度である場合の通算対象 外欠損金額 (6)	制限対象額	12	円	特定資産譲渡等損失額 (19)	14	円	通算対象外欠損金額 (12)又は((6)と((13)+ (14))のうち少ない金額)	15	円	調整通算前欠損金額 (6)-(15)	16	円
				1,000,000			1,000,000					
適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額の計算の明細												
支配関係発生日	・	・		当期中の適用期間における特定資産の譲渡 等による損失の額	17						円	
通算承認の効力が生じた日以後3年を経過する 日と支配関係発生日以後5年を経過する日との うちいずれか早い日	・	・		当期中の適用期間における特定資産の譲渡 等による利益の額	18							
当期中の適用期間	・	・		特定資産譲渡等損失額 (((17)-(18))又は(別表七の三付表二「6」)) -(別表七の三付表一「5」又は「9」)	19							
支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産の明細												
名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額							
	円	円		円	円							

S 2 社

欠損金の繰戻しによる還付請求書

令和 年 月 日		納税地 〒 電話() - (フリガナ) 法人名等 S 2 社 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	
法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。			
欠損事業年度 自 令和 X 2 年 4 月 1 日 至 令和 X 3 年 3 月 31 日		還付所得事業年度 自 令和 X 1 年 4 月 1 日 至 令和 X 2 年 3 月 31 日	
区 分		請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠 損 金 額 (1)	2,250,000 円	円
	同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額 (2)	1,500,000	
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額 (3)	1,500,000	
	既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)	0	
	差引所得金額((3)-(4)) (5)	1,500,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	0 0	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控 除 税 額 (8)		
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額 (9)	0 0	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	税額控除超過額相当額等の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)	348,000	
既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)	0		
	差引法人税額((12)-(13)) (14)	348,000	
	還付金額((14)×(2)/(5)) (15)	348,000	
請求期限	令和 X 3 年 5 月 31 日	確定申告書提出年月日	令和 X 3 年 5 月 31 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等	
この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日 確 認

(規格 A 4)

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

		事業年度	X 2. 4. 1 X 3. 3. 31	法人名	S 2 社		
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(法人税法第80条第7項)の計算							
法人名		通算親法人				計	
		P 社	S 1 社	S 2 社	S 3 社		
欠損金額	(1)	5,000,000	5,000,000	0	0	10,000,000	
通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0	0	1,000,000	
(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)	0	0	0	0	0	
通算対象外欠損金額に 係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額 (2)-(3)	(4)	0	1,000,000	0	0	1,000,000	
(2)を超える欠損金額((1)-(2))(マイナスの場合は0)	(5)	5,000,000	4,000,000	0	0	9,000,000	
(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)	0	0	0	0	0	
差引((5)-(6))	(7)	5,000,000	4,000,000	0	0	9,000,000	
通以 算外 の 象 外 欠 損 金 額	前1年内事業年度の所得金額	(8)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0	0	0
	差引((8)-(9))	(10)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000
(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額 ((10)-(4))(マイナスの場合は0)	(11)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000	
他の通算法人の(11)の合計額 ((11)計-(11))	(12)	1,500,000	6,000,000	4,500,000	6,000,000		
通算対象外欠損金額以外の欠損金額に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((7)計×(11)/(11)+(12))	(13)	6,750,000	0	2,250,000	0	9,000,000	
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額((4)+(13))	(14)	6,750,000	1,000,000	2,250,000	0	10,000,000	

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算							
法人名		通算親法人				計	
		P 社	S 1 社	S 2 社	S 3 社		
発生欠損金額(1)	(a)	5,000,000	5,000,000	0	0	10,000,000	
還付所得事業年度へ繰戻す金額	(b)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000	
(a)と(b)のいずれか少ない金額	(c)	4,500,000	0	0	0	4,500,000	
通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0	0	1,000,000	
(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)	0	0	0	0	0	
差引((d)-(e))	(f)	0	1,000,000	0	0	1,000,000	
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(f)のいずれか少ない金額)	(g)	0	0	0	0	0	
発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)	5,000,000	4,000,000	0	0	9,000,000	
(14)と(b)のいずれか少ない金額	(i)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000	
通算対象外欠損金額(2)	(j)	0	1,000,000	0	0	1,000,000	
(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)	0	0	0	0	0	
差引((j)-(k))	(l)	0	1,000,000	0	0	1,000,000	
還付所得事業年度へ繰戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((i)-(l))(マイナスの場合は0)	(m)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000	
通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7)計	(n)					9,000,000	
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((h)×(m)計/(n)計)	(o)	3,333,333	2,666,667	0	0	6,000,000	
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((o)+(c))	(p)	3,333,333	2,666,667	0	0	6,000,000	

令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額
及び法人税額とされる金額に関する明細書

		事業年度	X2.4.1 X3.3.31	法人名	S2社			
前2年内事業年度(還付所得連結事業年度)		X1.4.1 X2.3.31						
還付所得事業年度の法人税額とされる金額及び所得金額とされる金額(令2法律第8号改正法附則第35条第2項)の計算								
法人名		通算親法人	S1社	S2社	S3社		計	
所得金額の計算	連得金額	還付所得連結事業年度の連結所得金額	(1)				6,000,000	
	結金額	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	(2)					
	差引	差引((1)-(2))	(3)				6,000,000	
	個別所得金額	還付所得連結事業年度の個別所得金額	(4)	9,000,000	0	3,000,000	0	12,000,000
	計算	還付所得事業年度の所得金額とされる金額 (3の計)×(4)/(4の計)	(5)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000
法人税額の計算	納付の確定した法人税額	(6)					1,392,000	
	還付所得連結事業年度の法人税額	(7)						
	控除税額	(8)						
	使途秘匿金額に対する税額	(9)						
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)						
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)						
	法人税額	(12)					1,392,000	
	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた金額	(13)						
	差引法人税額	(14)					1,392,000	
	差引	差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額	(15)	2,088,000	△ 928,000	696,000	△ 464,000	1,392,000
	帰属額	(8)に係る個別帰属額	(16)					0
	帰属額	(9)に係る個別帰属額	(17)					0
	帰属額	(10)に係る個別帰属額	(18)					0
	帰属額	(11)に係る個別帰属額	(19)					0
帰属額	(12)に係る個別帰属額((15)+(16)-(17)-(18)-(19))	(20)	2,088,000	△ 928,000	696,000	△ 464,000	1,392,000	
帰属額	(13)に係る個別帰属額	(21)					0	
負担額	(14)に係る個別帰属額((20)-(21))(マイナスの場合は0)	(22)	2,088,000	0	696,000	0	2,784,000	
計算	還付所得事業年度の法人税額とされる金額 (14の計)×(22)/(22の計)	(23)	1,044,000	0	348,000	0	1,392,000	

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度 X2・4・1 X3・3・1 法人名 S2社

別表四

令和 年 月 日 青色申告 一連番号

納税地 (ア)ガナ 法人名 S2社

令和 X2年 4月 1日 事業年度分の法人税 申告書

令和 X3年 3月 31日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

所得金額又は欠損金額 (別表四「2」の①)	1	0
法人税額 (52) + (53) + (54)	2	
法人税額の特別控除額 (別表六「1」5)	3	
税額控除超過額相当額等の加算額	4	
課税土地譲渡利得金額等 (別表三「1」30)	5	000
同上に対する税額控除 (74) + (75) + (76)	6	
留保金 (別表三「1」4)	7	000
同上に対する税額控除 (別表三「1」8)	8	000
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9	000
この申告書の計算	10	
税額控除 (別表六「1」11)	11	
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	13	000
中間申告分の法人税額	14	000
この申告書の計算	15	
課税標準法人税額 (29) + (30)	31	000
地方法人税額 (57)	32	
税額控除超過額相当額等の加算額 (別表六「1」14)	33	
課税標準法人税額 (58)	34	000
所得地方法人税額 (32) + (33) + (34)	35	000
この申告書の計算	36	
仮決算に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	37	000
外国税額の控除額 (38) - (39) - (40) (17)の15%の金額)	38	000
差引地方法人税額 (35) - (36) - (37) - (38)	39	000
中間申告分の地方法人税額	40	000
この申告書の計算	41	
所得金額又は欠損金額 (別表六「1」16)の①	16	
外国税額 (別表六「1」24)	17	
控除した金額 (16) - (17)	18	
控除した金額 (12)	19	
控除しなかった金額 (18) - (19)	20	
この申告書の所得金額又は欠損金額 (59)	21	
中間納付額 (14) - (13)	22	
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	348,000
計 (21) + (22) + (23)	24	348,000
この申告書の所得金額又は欠損金額 (59)	25	
この申告書より納付すべき法人税又は減少する戻付請求税額 (64)	26	000
外国税額 (別表七「1」16) (別表七「1」17) (別表七「1」18) (別表七「1」19) (別表七「1」20) (別表七「1」21) (別表七「1」22) (別表七「1」23) (別表七「1」24) (別表七「1」25) (別表七「1」26) (別表七「1」27) (別表七「1」28) (別表七「1」29) (別表七「1」30) (別表七「1」31) (別表七「1」32) (別表七「1」33) (別表七「1」34) (別表七「1」35) (別表七「1」36) (別表七「1」37) (別表七「1」38) (別表七「1」39) (別表七「1」40) (別表七「1」41) (別表七「1」42) (別表七「1」43) (別表七「1」44) (別表七「1」45) (別表七「1」46) (別表七「1」47) (別表七「1」48) (別表七「1」49) (別表七「1」50) (別表七「1」51) (別表七「1」52) (別表七「1」53) (別表七「1」54) (別表七「1」55) (別表七「1」56) (別表七「1」57) (別表七「1」58) (別表七「1」59) (別表七「1」60) (別表七「1」61) (別表七「1」62) (別表七「1」63) (別表七「1」64) (別表七「1」65) (別表七「1」66) (別表七「1」67) (別表七「1」68) (別表七「1」69) (別表七「1」70) (別表七「1」71) (別表七「1」72) (別表七「1」73) (別表七「1」74) (別表七「1」75) (別表七「1」76) (別表七「1」77) (別表七「1」78) (別表七「1」79) (別表七「1」80) (別表七「1」81) (別表七「1」82) (別表七「1」83) (別表七「1」84) (別表七「1」85) (別表七「1」86) (別表七「1」87) (別表七「1」88) (別表七「1」89) (別表七「1」90) (別表七「1」91) (別表七「1」92) (別表七「1」93) (別表七「1」94) (別表七「1」95) (別表七「1」96) (別表七「1」97) (別表七「1」98) (別表七「1」99) (別表七「1」100)	27	
外国税額の還付金額 (79)	42	
中間納付額 (40) - (39)	43	
計 (42) + (43)	44	358,250
この申告書の所得金額又は欠損金額 (59)	45	
この申告書より納付すべき法人税又は減少する戻付請求税額 (64)	46	000
課税標準法人税額 (69)	47	000
この申告書の所得金額又は欠損金額 (59)	48	000
親余金・利益の配当 (親余金の分配)	49	
親余金の分配 (別表七「1」40) (別表七「1」41) (別表七「1」42) (別表七「1」43) (別表七「1」44) (別表七「1」45) (別表七「1」46) (別表七「1」47) (別表七「1」48) (別表七「1」49) (別表七「1」50) (別表七「1」51) (別表七「1」52) (別表七「1」53) (別表七「1」54) (別表七「1」55) (別表七「1」56) (別表七「1」57) (別表七「1」58) (別表七「1」59) (別表七「1」60) (別表七「1」61) (別表七「1」62) (別表七「1」63) (別表七「1」64) (別表七「1」65) (別表七「1」66) (別表七「1」67) (別表七「1」68) (別表七「1」69) (別表七「1」70) (別表七「1」71) (別表七「1」72) (別表七「1」73) (別表七「1」74) (別表七「1」75) (別表七「1」76) (別表七「1」77) (別表七「1」78) (別表七「1」79) (別表七「1」80) (別表七「1」81) (別表七「1」82) (別表七「1」83) (別表七「1」84) (別表七「1」85) (別表七「1」86) (別表七「1」87) (別表七「1」88) (別表七「1」89) (別表七「1」90) (別表七「1」91) (別表七「1」92) (別表七「1」93) (別表七「1」94) (別表七「1」95) (別表七「1」96) (別表七「1」97) (別表七「1」98) (別表七「1」99) (別表七「1」100)	50	

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分... 令四・四・一以後終了事業年度等分

御注意

「52」の①欄の金額は、「2」欄の金額に、「3」欄の金額を加算し、「4」欄の金額を加減算することになります。

当期利益又は当期欠損の額	1	0	
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2		
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3		
損金経理をした納税充当金	4		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金・延滞金(延滞分を除く。)&及び過払税	5		
減価償却の償却超過額	6		
役員給与の損金不算入額	7		
交際費等の損金不算入額	8		
通算法人に係る加算額 (別表四付表15)	9		
小計	10		
減価償却超過額の当期認容額	11		
納税充当金から支出した事業税等の金額	12		
受取配当等の益金不算入額 (別表八「1」13又は126)	13		
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八「2」26)	14		
受贈益の益金不算入額	15		
受贈益の益金不算入額	16		
適格現物分配に係る益金不算入額	17		
法人税等の中間納付額及び過納納に係る還付金額	18		
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19		
通算法人に係る減算額 (別表四付表10)	20		
小計	21		
仮計 (1) + (11) - (22)	22		
対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七「二」29又は34)	23		
超過利子額の損金算入額 (別表十七「二」10)	24		
仮計 (23)から(25)までの計	25		
寄附金の損金不算入額 (別表十四「二」24又は40)	26		
非課税の認定法人又は国家戦略特別区域における認定法人の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額 (別表十一「1」15若しくは別表十二「1」10)又は別表十一「1」16若しくは別表十二「1」11)	27		
法人税額から控除される所得税額 (別表六「1」16の③)	28		
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六「二」7)	29		
分配調整外国税相当額及び外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六「五」2)「5」2) + 別表十七「三」6)「1」)	30		
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九「二」10)	31		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表十「四」20、21又は23)	32		
合計 (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + (33)	33		
契約者配当の益金算入額 (別表九「一」13)	34		
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十「八」13、別表十「九」11又は別表十「十」16若しくは33)	35		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	36		
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益又は譲渡損失額 (別表十「四」20、21又は23)	37		
差引 (34)から(38)までの計	38		
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金損金算入額 (別表七「三」9又は21)	39		
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七「三」15又は11)	40		
当初配当欠損金控除額の益金算入額 (別表七「二」11表一23の計)	41		
差引 (39) + (40) + (41) + (42)	42		
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七「一」40の計) + 別表七「四」10)	43		
総計 (43) + (44)	44		
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十二「三」43)	45		
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二「四」10)	46		
農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二「四」14)の計)	47		
開国国際空港用地整備準備金積立額、中国国際空港整備準備金積立又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二「二」15、別表十二「二」10又は別表十二「五」12)	48		
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十「六」15-11)	49		
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人税の損金算入額	50		
所得金額又は欠損金額	51	0	
所得金額又は欠損金額	52	0	

令四・四・一以後終了事業年度分

S 3 社

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度 X2・4・1 X3・3・1 法人名 S3社

別表四

Main tax form table with multiple columns for tax calculations, including sections for income tax, local tax, and various deductions. Includes fields for company name (S3社), fiscal year, and representative name.

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分... 令和四・四・一以後終了事業年度等分

【52】の①欄の金額は、【52】の②欄の金額に、【52】の③欄の金額を加算し、これから【52】の④欄の金額を加減することになります。

Summary table for '所得の金額の計算に関する明細書' with columns for '区 分' (Category), '金額' (Amount), and '注' (Remarks). Rows include items like '当期利益又は当期欠損の額', '損金控除額', '所得金額', etc.

令和四・四・一以後終了事業年度分